○草津市精神障害者就業促進事業補助金交付要綱

平成１８年３月３日

告示第３７号

（趣旨）

第１条　市長は、精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第１項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、精神障害を支給事由とする年金の給付を受けている者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第３項に規定する自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る）の交付を受けている者または医師が認める者をいう。）の社会復帰および就労の促進を図るため、訓練の場を提供した事業所および共同作業所等（以下「事業所等」という。）ならびに精神障害者に対して、予算の範囲内において、草津市精神障害者就業促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和５９年草津市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の種類）

第２条　補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　就業訓練協力金

(2)　就業支度金

(3)　住居費補助金

（補助金の交付要件）

第３条　補助金の補助対象者、対象経費、額および限度額、交付対象期間ならびに交付回数は、別表のとおりとする。

（交付申請書の添付書類）

第４条　規則第３条第１項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げる補助金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1)　就業訓練協力金　精神障害者就業予定届（別記様式第１号）および訓練対象者の精神障害者保健福祉手帳の写し、精神障害を事由とする年金証書の写し、自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る）の写しまたは主治医の意見書

(2)　就業支度金　就業証明書（別記様式第２号）および補助対象者の精神障害者保健福祉手帳の写し、精神障害を事由とする年金証書の写し、自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る）の写しまたは主治医の意見書

(3)　住居費補助金　賃借証明書（別記様式第３号）または賃貸借契約書の写しおよび補助対象者の精神障害者保健福祉手帳の写し、精神障害を事由とする年金証書の写し、自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る）の写しまたは主治医の意見書

（実績報告書の添付書類等）

第５条　規則第１３条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げる補助金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1)　就業訓練協力金　精神障害者就業訓練実施報告書（別記様式第４号）

(2)　就業支度金　領収証書または支払いを証明するに足りる書類

(3)　住居費補助金　家賃収納証明書（別記様式第５号）

２　前項に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後１月を超えない日または当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までとする。

（補助金の概算払）

第６条　規則第１６条第２項の規定により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、草津市精神障害者就業促進事業補助金概算払請求書（別記様式第６号）により請求するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成１８年３月３日から施行し、平成１７年度以降の補助金について適用する。

付　則（平成１９年１１月２１日告示第２３３号）

この要綱は、平成１９年１１月２１日から施行し、改正後の草津市精神障害者就業促進事業補助金交付要綱の規定は、平成１９年度以降の補助金について適用する。

付　則（平成２１年２月２７日告示第３３号）

この要綱は、平成２１年２月２７日から施行し、改正後の草津市精神障害者就業促進事業補助金交付要綱の規定は、平成２０年度以降の補助金について適用する。

付　則（平成２５年４月１日告示第８６号）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則（令和２年４月１日告示第１２９号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（様式に関する経過措置）

２　この要綱の施行の際現にある関係要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別表（第３条関係）

区分	補助対象者	補助対象経費	額および限度額	期間、回数等
就業訓練協力金	精神障害者（精神障害者共同作業所運営費補助金、精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金または精神障害者通所授産施設運営費補助金の交付を受けた事業所等を利用する者または精神保健職業リハビリテーション事業の対象者は除く。）に対して、社会復帰の促進および社会経済活動への参加を図るため、就労体験、職場実習、作業訓練等の場を提供する市長が適当と認め	精神障害者が、自立して就業（福祉的就労を含む。以下同じ。）できるようにするために必要な就業指導費	１か月につき、１５日以上就業した場合は１人当たり２４，０００円とし、７日以上１５日未満就業した場合は１２，０００円とし、７日未満の場合は交付対象としない。	交付対象期間は、当該精神障害者が就業した月から６か月以内とする。ただし、県事業で当該就業指導費に係る補助を受けていた期間については、交付対象としない。

	た事業所等とする。			
就業支度金	一般企業等の事業所において雇用され、６か月以上就業することが確実であると市長が認めた市内に居住する精神障害者	精神障害者が、就業をするために必要な消耗品、交通費その他市長が必要と認める経費	１人当たり３５，０００円を限度とする。	交付回数は、１人当たり１回限りとする。
住居費補助金	就業をするために家賃を必要とする借家（グループホームおよび福祉ホームを含む。）に入居し、その家賃をすでに支払った市内に居住する精神障害者	就業をするために入居した借家に支払う家賃	家賃の額の２分の１以内とし、月額１０，０００円を限度とする。	交付対象期間は１人につき当該借家の入居してから１２か月以内に限る。ただし、県事業で当該家賃の補助を受けていた期間については、交付対象としない。